

チケットの購入先は海外だった！
 入手できなかったチケットが買えるチケット売買サイトは便利ですが、注意が必要です。

相談 「完売で手に入らなかったコンサートチケットを売買サイトで見つけた。定価1万2000円の子チケットが2万5000円だったが、急いで2枚クレジットカード払いで購入した。チケットが送られてきた後に、請求金額は手数料が加算され7万円だと気付いた。思った以上に高額になり後悔したが、返品できないので、サイトでチケットを転売しようと思った。しかし、コンサートの開催日が4日後だったので、掲載できなかった。クーリングオフできないだろうか」

相談者が利用したサイトは、個人間のチケットの売買を仲介する海外のサイトでした。通信販売には、クーリングオフの適用はありません。利用規約を確認すると「購入完了または最終オーダー後のキャンセル・変更はできません」

消費生活センター(フリースタيشョンNビル3階) ☎753・5555

更はできません」「購入後のチケットは、イベント日まで日に余裕がある場合、チケットを掲載し販売できます」とありました。チケットが届かなかった場合の補償はありましたが、手数料については注文時に記載はなく、決済時に表示されるようでした。手数料は、チケットによって異なり高額になる場合もあります。また、サイト業者への連絡方法は、メールだけでした。相談者の場合、解約も転売もできず、コンサートに行くことになりました。また、公式サイトと勘違いさせたり、購入を焦らせる表示のサイトもあります。コンサートやイベントによっては、転売が禁止されており、入場できないこともあるので注意が必要です。売買サイトを利用する場合、チケットの価格だけでなく、手数料や送料、キャンセル料や転売の条件、サイト運営業者の所在地や連絡先、連絡方法などをよく確認することが大切です。



Q 子どもが歯ぎしりをします。病院に行ったほうがいいでしょうか。

A 一般的には、小児の歯ぎしりは、成人に見られるような特別な症状を伴わないことが広く認められています。126人の歯ぎしりをする6〜9歳の小児に関する研究では、5年後になっても歯ぎしりを続けているのは、そのうちたった17人で、残りの約9割の小児は歯ぎしりがなくなっていました。



この研究からも分かるように、小児の歯ぎしりは加齢とともになくなっていくものと考えられ、もしも自分の子どもが睡眠中に歯ぎしりをしていたとしても、通常はそのうち次第になくなっていき、心配する必要がないというのが大部分のようです。しかし、重く場合、歯ぎしりで歯がすり減ってしまい、歯の神経が露出して痛みが伴うようなケースもあります。その場合は、やはりかかりつけの歯科医に相談してください。

池田市歯科医師会